

第11回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年4月22日（火） 14時～16時

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員： 11名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、馬場委員

庁内作業チーム：18名（委員総数22人）

柚口委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、徳田委員、林委員、今井委員、西村委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中尾委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：幡野、吉川、築島

傍聴者：3名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第10回会議録の確認について
3. 前回のふりかえり
4. 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（3部会に分かれる）
5. 今後のスケジュールについて
6. その他
7. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

ただ今より、第11回甲賀市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきます。

はじめにあたりまして、私、4月1日の人事異動によりまして地域コミュニティ推進室の室長を預かることになりました、幡野と申します。どうぞよろしく願いいたします。補佐も同じく替わりましたので、ご挨拶をさせていただきます。

○事務局

同じく、この4月の人事異動で地域コミュニティ推進室にまいりました、吉川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

皆様方には、何かとお忙しい中、策定委員会の会議にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日欠席のご連絡をいただいております市内委員は、森島委員、古谷委員、太田委員です。市民委員は寺田委員、大原委員、三浦委員がご欠席というご連絡をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

あと、地域コミュニティ推進室からは事務局の築島も出席をさせていただいております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、策定委員会のはじめにあたりまして、市民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。

(市民憲章唱和)

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、このあとの会議の進行を小林委員長をお願いいたしまして始めていきたいと思います。委員長、よろしく願いします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は新年度の第1回会議となります。トータルでは第11回ですが、新年度に改まりまして第1回目であります。新しい年度といいますが、もう4月も22日ですので、新年度というとサクラの季節というイメージがありますけれど、さすがにもう終わりかなと思ってやってまいりましたら、甲賀市内に入りまして、ふと水口の橋のたもとあたりを見ますと、結構まだサクラが咲いていました。学校などによく植わっているソメイヨシノはもう散っていますが、種類はわからないですけれど違うサクラもあるのかもしれない。多様な種類のサクラが植わっているので、ソメイヨシノは終わってしまったけれど、まだまだサクラが楽しめるんだなと思ってやってまいりました。

この会議で皆さんに検討いただいている自治基本条例は、もしかするとそういう多様さということが大事なのかなと、ふと思いました。みんなを無理やり同じように染めてしまうのではなくて、甲賀市内にはいろいろな方がおいでになりますし、この会議にもさまざまなお立場のさまざまなご意見をもった方たちがいらっしゃいます。できるだけそういう多様な存在があるということを生かしていくことで、いろいろな色が見える、いろいろな楽しみがあるという、多様さが豊かさにつながっていくような、そんな甲賀市になっていくといいのかなと感じました。

今日からは、いよいよ各部会での議論を深めていただくこととなります。部会の進め方自体も少し多様さが出てまいりました。第1部会さん、第2部会さんは、それぞれ今日までに担当を分けていただいて、何らかのたたき台をパーツでもってきていた

だいて、それを基に皆さんで議論していこう、こんなお話になっていたかと思います。一方、第3部会さんは、担当に分かれるにしても、もう少しみんなで議論を深めてから案をつくっていったほうがいいのではないかと、こんなお話だったかと思います。

部会の進め方自体はある程度の多様さがあってもいいのかと、私も感じるわけがあります。ただ、開会の前に副委員長とお話をしていたなかで、進め方は多様でもいいけれど、せっかくこうやってご参加いただいている各委員の皆さん、それぞれお立場も違うなかで委員の皆さんから出していただいた意見がしっかりこのなかに反映されてこないといけないだろうと。役所から来ていただいている委員の皆さんは少し遠慮されているところもあるのではないかと、そういう感じがあるという話を副委員長としていました。

皆さんは、仕事が役所であろうが、そうでなかろうが、この策定委員会の委員であるということには変わりありませんので、これまで必ずしも発言が多くなかった方も遠慮せずに、せっかくここに参加された以上、何もしゃべらずに座っていて、求められたときだけ説明をするというのではなくて、主体的に関わって、よりよい案をつくっていくためにみんなで協力して進めていければなと思っています。

いよいよここから先は、会議として苦しい議論になっていくところもあろうかと思えますけれども、ぜひ皆さん協力しあって、いい議論を深めていきましょう。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

■ 2 第10回会議録の確認について

○委員長

それでは、次第にしたがって議事を進めてまいりたいと思います。まず次第の2番目、「第10回会議録の確認について」であります。あらかじめお手元に会議録(案)を送付していただいていると思います。言葉の間違いなどは事前に事務局にお寄せくださいというお願いがあったかと思いますが、そうしたものの以外に、特にこの場でここだけは直さないといけないということがあれば、ご発言いただきたいと思います。会議録はいかがでしょうか。

では、事前に事務局に寄せていただいている部分につきましては修正を加えさせていただきますが、基本的にはこれにて会議録確定ということでご異議ございませんでしょうか。

— 同意 —

○委員長 ありがとうございます。

■ 3 前回のふりかえり

○委員長

それでは、次第の3番目、「前回のふりかえり」ということですが、今、会議録はご承認いただきましたので、これを読んでいただければいいわけですし、冒頭の挨拶でも申しあげましたけれども、前回から3つの部会に分かれていただいて、それぞれ担当を決めて、各部会に多少進め方の違いはありますけれども、4月、5月、6月の間に、それぞれの部会で担当いただいている部分について、この条例のたたき台といえますか、原案になるようなもの、こういう中身を入れてほしいといったところをご検討いただくということになっていたかと思えます。

前回の内容はそんなところですが、3月13日の会議のあと、3月20日に、皆さんに予告させていただいておりましたように、市長さんにお会いしてお話をしてみました。市長さんからどんな話を聞いてきたのか、その内容の報告をさせていただきますかと思えます。

まず、皆さんからいただいた意見で、市長の考えはどのようなものなのか聞いて欲しいという部分がありました。その一方で皆さんからは、諮問された以上は主体的にやっつけようというご意見もあったわけです。市長さんはそのへんのところはどうかおつもりなのかというところを聞いてきました。そうしましたところ、市長としては具体的なことは言わない、こういうふうにおっしゃっていました。だから、こういう条例にしてくれとか、こうでなくては嫌だとか、これはダメだとか、そういう具体的なことは言わないということです。ただ、大事なものは、みんなが参加してつくったという形が大事なんだ、ということをおっしゃっていただきました。この条例のめざすところは、まさに先ほど皆さんに読んでいただいた市民憲章にあります「あふれる愛に あなたも仲間」、これは非常にいい言葉だと思っていると市長さんもおっしゃっておられました。そういうことで、みんなでお互いに協力しあってつくっていくことが大事だ、ということをおっしゃっておりました。

それから、なぜ改めて今自治基本条例をつくるのかという、策定の意図みたいなことも聞いて欲しいと皆さんから言われていましたので、これも市長さんにうかがいました。市長さん曰く、甲賀市合併の意義は何だったかというところ、究極の市民の幸せを実現する理想郷をここにつくっていくことであつたらうと。そのために心を一つにしてみんなで進んでいってほしいと。まずは実際の動きとして、自治振興会をつくって、そこを生かしながら、ある意味そういう自治振興会という形で臨床試験という言葉をおっしゃっていましたが、実際の自治の現場をどうやって動かしていくかという経験を皆さんに積んできていただいたので、合併後のこの経験を生かして、甲賀市としてはこういう方向に向かっていくのがいいのだというところが、ある程度皆さんのなかで思いというか一体感が出てきたところで、この条例を今このタイミングでつくりたい、ということをございました。

それから、この条例の名称についてですが、自治基本条例という名前にはこだわっていないということでした。こだわっていないといわれると、逆にわれわれとしては課題が増えるのかなという気もしますけれども、市長さんがおっしゃるには、これは

自分たちのまちの条例なんだということが皆さんにわかっていただきやすい、やわらかい名称が望ましいと。それこそ「あふれる愛に あなたも仲間」ではないですけど、そういったやわらかい言葉を使って条例の名前をつくれないうか、ということもおっしゃっていました。これはわれわれにとっては課題ですね。自治基本条例という名前前で決まっていますよというのなら簡単ですけど、どういう名称がいいのか、これはどこで考えてもらうのか、またみんなで考えるのか、ちょっと難しいところですけども、今後検討していきたいと思います。

それから、市民の役割ということで、市民というものについてはどのようにお考えですかということも聞いてまいりました。市長さんがおっしゃるには、市民というのは一身の自立が前提であると。ちょっと難しい言葉ですが、一身の自立が前提であるということは、お互いに人まかせ、依存心が強いという状態ではなくて、それぞれが自立した個々の人間であるということが前提であろうと。そのうえで、お互いに思いやりの心とか、ボランティアとか、共に生きていくということが必要なんだということでした。

それから、外国人というのはどうでしょうかというお話をしましたところ、甲賀市にも外国人はたくさん住んでおられるので、外国人も含め、隣近所向こう三軒両隣みんなで思いやりの心をもって、お互いに甲賀市をつくっていくんだということでした。その一方で、住民投票や、外国人参政権、そんなところまでは考えてはいないということもおっしゃっていました。そのへんはいろいろな意見もあるところだから、この条例で必ずしも決めなくてもいいのではないかと。そこは慎重に議論をしてみたほうがよいでしょう、こんなお話を市長さんからうかがってまいりました。

もう一つ、理想郷という抽象的なお言葉だったので、どんなところが市長さんとしての理想なのでしょうかという話も聞いてきました。市長さんとしては、江戸時代の幕藩体制の藩こそ自治だと。それぞれの地域でそれぞれの特徴を生かしてそれぞれ国づくりを競ってきた。それが自治なのではないか。だから、何でも国に頼るのではなくて、できることはきちっとやっていくということが理想であろう、とおっしゃっていました。私から、「この研究会で学ばせていただいた甲賀郡中惣というのが中世にあったそうですけれど、そういった考え方でしょうかね」と確認したら、まさにそうだというお返事をいただきました。

それから最後に、この条例の位置づけにつきましては、以前にも最高規範という言葉がいいのかどうかということでも多少この委員会のなかで議論があったかと思いますが、そこについて市長は明確に最高規範的なものを意識しているとおっしゃっていただきました。当然つくる以上、それが甲賀市の今後のまちづくり全体をカバーしていく土台になるような、そういった位置づけの条例をつくってほしいということでした。この条例ができた以上、この条例をベースにしてほかの条例との整合性を図っていかなくてはいけないだろうということでした。

ただ、先ほどの条例の名前とも重なる場所ですが、最高規範という言葉は一般の

市民にとってわかりやすいかということ、そうでもないだろうということで、最高規範という言葉を使うことについては全然こだわりがないということもおっしゃっていました。

そんなことを3月20日に市長さんからうかがってまいりました。繰り返しになりますが、市長さんとしては、あくまで私の意見はそんな思いであるけれども、それに皆さんがこだわる必要はない。皆さんが参加してこの条例の案をつくったということが大事だ。市民のさまざまな立場の方が参加して条例の案をつくったということが大事なので、私の思いはそういうことであるけれども、あまりそれに縛られることなく、皆さんでよい議論をしてください。こんなことを最後におっしゃっていただきました。報告としては以上になります。

ということで、次第の3番目、「前回のふりかえり」と前回以降の市長さんとの懇談のご報告をさせていただきましたが、ここまでで何か皆さんのほうからお聞きになりたいこと、確認しておきたいことはございますか。よろしいですか。

— 特に質問なし —

○委員長

特に皆さんからご質問もないようですので、いよいよ次は今日の本題の4番ですが、どうでしょうか。もうすぐ2時半になりますが、これでまた今日の委員会の最後に皆さんにお集まりいただいて報告をしていただくと細切れの時間になってしまって、なかなか部会で突っ込んだお話がしづらいだろうと思います。申し訳ないのですが、次第の順番を飛ばしまして、先に今後のスケジュールの話をすませて、このあと部会に分かれて部会ごとに4時ぐらいを目処に議論していただいて、そこで流れ解散という形にさせていただきたいと思いますが、そういう進め方でよろしゅうございますか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございます。

■ 5 今後のスケジュールについて

○委員長

それでは、先に5番の「今後のスケジュールについて」私から説明させていただきます。第12回は5月20日火曜日、第13回は6月20日金曜日、第14回は7月15日火曜日、こういうスケジュールがすでに示されており、いずれも時間は14時から16時、場所はサントピア水口でございます。

7月15日の会議では、各部会から部会として固まった案をお出しいただいて、そ

それぞれ部会ごとの内容で若干矛盾するところとか、重複するところがあった場合にはそれを調整しなければいけませんので、この委員会としての案をある程度整理したいと思います。したがって、7月15日までに各部会としての議論は終えていただく必要があります。このように今後のスケジュールを考えております。部会ごとの議論ということでなかなか時間がタイトかもしれませんが、よろしくお願いいたします。スケジュールについて何かご質問はよろしいでしょうか。

— 特に質問なし —

■ 6 その他

○委員長

6番、「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○事務局

特にありません。

○委員長

皆さんのほうから、この際だからいっておきたいことはありますか。よろしいですか。

— 特に質問なし —

○委員長

それでは、7番を先にやってしまうとみな帰ってしまうので7番はやりませんが、ただ、いつも閉会は副委員長に締めていただいておりますが、今日は流れ解散になるとそういう場面をつくれませんので、部会ごとに分かれる前に、私は先ほど私なりの思いや皆さんへのお願いのようなことを申しあげましたので、副委員長からお言葉があれば、よろしくお願いいたしますと思います。

○副委員長

今日から各部会に分かれてそれぞれ検討していただくのですが、いちばん大事なことは、ある人が集中的に意見をお話になり、それが全体の流れをつくってしまったら、あるいは声が小さくて短い言葉のなかで要約ができないような話が全体の流れとなりまとめきれない、こういうことが起こると固まった潮の流れになってしまう可能性があると思うのです。これは誰ということではなしに、こういう議論の場ではそういう形になりやすいのです。今、委員長からお話がありましたように、今日はわりに出席率が高いほうではないかと思います。前は出席率が高くなく、欠席裁判のような

形でそれぞれ担当を決めていただいたところもあったかと思いますが、今日から具体的に見識を発揮していただく大事な部分に入ってきたと思っています。

ですから、それぞれ仕事もありますし、役所内のそれぞれのお立場も担当もあるかと思いますが、この1回の議論に関わらないで抜けてしまうと、横から潮の流れを見ているような話に変わってしまつては不幸なことだと思います。ここからが天下分け目の部分かなと思っています。

誰がどういう議論をして、こういう条例にできてきたかというところに注目をされているのではないかと思います。毎回傍聴の方もおられるのですが、どんな議論をしているのだろうか、何をいっているのか、どういう話をしようとしているのか、というところに関心があつて聞きにきていただいているのではないかと思います。ですから、ここの部分を公明正大にきちっと条例のなかに落としていく作業、これが各部会でしなければならない正義の道ではないかと思っております。

こういうことで、私も含めて、心、謙虚ななかで部会のお話をまとめていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

ありがとうございます。それでは部会に分かれていただきますが、今日は廊下を挟んで向こう側に部屋を二つ取つていただいておりますので、ほかの部会の声に邪魔されることなく、しっかり議論していただけると思ひます。廊下を出ていただいて、向かい側に部屋が二つあります。左の部屋に第2部会さん、右の部屋に第1部会さん、そして第3部会さんはここに残つていただきます。別に深い意図があるわけではなく、たまたま場所的にそれぞれいちばん近いところに行つていただくということです。3部会に分かれて、これから議論していただきたいと思ひます。

それから、傍聴においでいただいている方は、議論に加わつていただくわけにはいかないと思ひますが、どちらの部会の部屋に行つていただいても結構です。それぞれ興味がありそうな議論をされているところを見ていただければと思ひますし、場合によってはその部屋を動いていただいても構わないと思ひますので、そんな形でやつていただければありがたいなと思ひます。

それでは、一旦これで解散しますので、各部会でしっかり議論をよろしくお願ひします。

■ 4 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（3部会に分かれる）

第1部会（位置づけ・理念・人権）で出された意見

出席委員：10名（委員数11名）◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎奥野委員、黄瀬委員、村上委員、増山委員

庁内作業チーム ☆林委員、☆藤田委員、呉竹委員、中島委員、今井委員
西村委員

オブザーバー参加 あいこうか市民活動・ボランティアセンターコーディネーター 宮治

事務局 幡野啓二

傍聴者 3名

【部会の内容】

○部会長

前回の会議で（0）～（11）の各項目の担当を2項目ずつお願いしました。今回考えていただいた項目の残りの方の項目を前回欠席の委員の担当項目を決めたいと思います。担当したい項目の希望を聞きます。本日欠席の奥山委員は、残った項目をお願いします。

（1）理念・目的 呉竹委員、（4）甲賀市らしさ 西村委員、（5）地域愛 奥山委員
（8）高齢者 中島委員、（10）教育 増山委員と決定。（11）は担当を決めなくてよい

○部会長

7/15の会議では部会で取りまとめの報告となることから、6/20には項目の検討を終わらなくてはなりません。前回お願いし考えていただきました、たたき台のプリント（5枚）を配布し検討させていただきたいと思います。

前文（担当委員がプリントで説明）

ここでは完全な文章ではなく、まず、この内容とこの内容を入れるといった合意をおこなって、それから文章にといった2段階のステップでされたらよいと思います。

○部会の提案として出さなければいけないので、書記の委員を決定。

○盛り込みたいものがあれば意見を。

○最後の3行は、大事なところなので必要。

○8行目にある歴史のことや忍者のこと、東海道のことなどは入れてほしい。

○条例の前文としては、もっと抽象的な方がよいのではないか。豊かな産業とか豊かな水といった内容、長い歴史に培われたという内容。

○条例上には、信楽焼や忍者といった変わらないものでも具体的には書かないものなのか。違和感はない。ただ、豊かな自然と言ってしまうと全国同じになってしまう

う。

○例えば甲賀市には、全国ブランドの信楽焼もあれば八田焼もあるので、焼き物文化は、歴史や肥沃な土壌により培われてきた産業であるといった位置づけを表現すればよいのではないか。窯業や街道文化といった項目は入っていたらよい。

○部会長

普遍的なものや甲賀市ならではの項目について、いろんな意見が出れば全体会で問います。

○住民自治と言った言葉は入れないのか。

○後段の3行は重要なこと。市民が主体となって何に取り組むかが書かれていない。自治のまちを創るとか、喜びを実感できるまちを創るといった他市の例もある。

○どんなまちづくりをするか目的は大事。取り組むべきまちづくりに関する表現を書く必要がある。

○中世のころの郡中惣の自治の仕組みなどは、歴史にも関係するし、これからのまちづくりにも関係するので書いてはどうか。

○前文と次の項目の理念・目的の項目とどう関連するかもあり難しい。前文は、後で検討していくことでよいのではないか。

○もう少し項目を進めながら、後で再度検討してよろしいか。

○今日の意見を参考に担当委員に再提示をお願いしてはどうか。項目だけを抽象的な表現にして検討をお願いする。

(3) 目指すまちの姿（担当委員がプリントで説明）

○第10回の会議で条例の項目の整理を行ったが、(3)項目については、ほとんど前文に入ってしまった。もともとの議論の中で、どこで項目としたのかを確認したのだが、これだけを抜き出して項目として必要か。前文に盛り込んでしまうことはできないか。

○他市の例を見ても、前文の中に含まれていて、目指すまちの姿として項立てしているものがない。

○目指すまちの姿については、前文に入れることにするか。

○(1)～(25)の項目に入らないものについて、例えば「福祉」という項目について担当委員の案に盛り込んでいけばどうか。

○他の市の例はないが、あえて分けて書けば市民にわかりやすくなる。たくさん

- 項目がこの項目に整理されているので、その項目をいれていけばどうか。
- 誰が何をしていくのかといった視点で検討する必要があるのではないか。
 - そのことについては、第3部会の役割・責務の項目で検討されること。

○部会長

条例に盛り込んでいくべきことについては、これまでの第10回の会議で別々にあったものをまとめ、ペーパーにしています。全ての項目を入れることもありませんが、他の部会に対しこれは入れて、これは削った場合や新たに盛り込んだことの説明は必要です。目指すまちの姿の項目にはたくさんの項目が入っていて難しいのですが、前文は背景説明で、本文は一定の拘束力を持つといった意味合いは少し違うので住み分けを検討していただきたいと思います。

- 目指すまちの姿に整理した項目が担当委員案の(1)(2)に入っているか項目毎に確認していったらどうか。
- (1)は人、(2)は地域として分けられる。すべて入っているのではないか。
- あるべき姿で(1)、(2)は解るが、強い地域、生き生きとか活力という言葉を入れてはどうか。(3)として入れていけばよい。
- (3)として、一人ひとりの市民が自分の可能性を生かして活力ある地域のまちづくりを目指すといった内容で上げておく。

(7) 子どもの権利（担当委員がプリントで説明）

- 整理項目が入っているかをチェック。
- 子育てし易い体制作りについて、保育園の充実などはとても大事なことで、どこかに入れてほしい。

(6) 国際（担当委員がプリントで説明）

- 外国人との共生であるとか、外国人の方を全て市民と見るのか、市民として中に定義されているかどうか。
- 外国人労働者も入っているという認識で表現している。
- 排他的な考え方ではないけれども、外国人のみの村ができてしまうとか、一定ルールや歯止めを盛っておかないといけない。傍若無人な人が多く入ってきて大変なことにならないように、同じ市民とすることはよく考えないといけない。もとの市民が住みにくくなるとはいけない。

○部会長

4時になりましたので、今日提出いただいた分は読んでおいて次回に意見をください。外国人の市民としての定義は、部会では難しいと思います。

第2部会（自治振興会・市民参加・協働）で出された意見

出席委員：11名（委員数12名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎橋本委員、☆安達委員、山川委員、田村委員

庁内作業チーム 清水委員、藤村委員、柚口委員、橋本委員、田嶋委員、谷委員、徳田委員

オブザーバー参加 あいこうか市民活動・ボランティアセンターコーディネーター 大平

事務局 吉川寛

傍聴者 1名

【部会の内容】

○部会長

本日は、午後4時まで部会を行って、そのあとは流れ解散ということでございますので、時間もあまりありません。

委員長から話がありましたように、6月末までに第2部会として、項目12安全・安心から項目17の協働までの6項目についての意見案をまとめ上げなければなりません。日程的に非常に厳しいものがありますので、部会運営を工夫していかなければなりません。そういったことから、この部会の運営案を別紙のとおり作らせていただきましたので、見ていただきたいと思います。

まず、ワーキンググループについては、記載のとおりでよかったですでしょうか、ご確認をお願いいたします。

あと、13、14担当のグループと15、16、17の担当グループは更に細かく担当を分けていかれるのでしょうか。

○委員

15、16、17は、15と16、17の2つに分けていく予定ですが、本日は欠席の方もおられますので、16、17のところから今日は話を進めていきたいと考えています。

○部会長

部会の進め方ですが、別紙に記載しているように、ワーキンググループ毎に提言のタタキ台を作成いただき、その後意見交換し、部会としてとりまとめていきたいと

考えています。

続いて、別紙の2の部会運営についてですが、部会の司会・進行について、部長が進めていくのも良いとは思いますが、私一人の考えではいけないと考えますので、副部会長の安達委員と清水委員のお二人で交代しながらやっていただきたいと思います。

今日は、ひな形になるかどうか分かりませんが、項目12のワーキンググループ用のタタキ台をご用意させていただきました。皆さんにもお配りさせていただきましたが、そのような形で進めていただければと思います。

部会の会議次第は、a 前回の会議結果の確認をし、b「項目」毎に担当ワーキンググループから提言のタタキ台を発表していただき、c 意見交換の後、d 意見のとりまとめをしていってはどうかと思います。

また、各ワーキンググループ毎に担当も決まっておりますので、担当する項目の提言のタタキ台を会議当日までに紙でご用意いただいて、事務局で印刷していただくという形でご用意してもらえないかなと思います。

それと、意見交換をして提言をとりまとめるのですが、会議終了時までに行った内容を成文化するのは困難ですから、担当のワーキンググループで意見交換の内容も踏まえて文章化して、次回の会議冒頭に確認するという手順。それが会議次第のa 前回会議結果の確認というところにつながるようになります。そのような形で進めていかざるを得ないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

ワーキンググループでの話し合いはどのようにしていけばよいのでしょうか。

○部会長

ワーキンググループでの話し合いは、出来るだけ時間を取りたいのですが、そのグループで出来上がったのを話し合う時間を部会の中で、いつ作るかということになります。別紙の2④にも記載していますが、少なくとも全体会を行った後に部会を実施しているだけでは、到底6月中に部会としての案をまとめるまでには至りませんので、最低でも月1回ぐらいは部会の回数を増やさないと、まとまらないのではないかと思います。このあたりも含めて、部会運営のあり方をご検討いただきたいと思います。配布させていただいた別紙は、あくまでも私の案でありますので、他にもっと良い案があれば、できるだけ皆さんの意見を取り入れながら、良いアウトプットができる方法をしたしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

私どものワーキンググループは、部会長のワーキンググループみたいに、タタキ台が出来ておりませんので、今日はグループでの話し合いが出来たら良いと思っています。

ます。ですから、次回にタタキ台を出して検討しましょうとか、そういうことであれば今日と必要であればあと1回なり2回なりこのワーキンググループで集まって作っていただけるかなと私自身は思います。

○部会長

やり方としては、6月に部会として集中議論をしてまとめ上げるという形になりますね。

○委員

集中議論1回ではまとめ上げられないのではないのでしょうか。最低2回の集中議論が必要ではないかと思います。

○部会長

私のグループは1項目だけですし、市民委員は私一人だけで、あとは庁内委員の2名の方の3名だけのグループだったので、私が手を挙げてタタキ台(案)を作ったような次第です。また、何もなければ今日の部会が進まないのではないかと思いますので、用意させていただいたということでもあります。

あくまでも、ワーキンググループで議論を進めつつ、6月に2回ぐらい、6月の会議プラスワンという2回ぐらいの議論の中で、各ワーキンググループで作られたタタキ台について部会で議論し、部会としての提言をまとめるという部会運営をやっていこうということであれば、別段結構です。

○委員

そうですね。その方が良いかもしれませんね。最終的に全体会議でそれぞれ意見を交換しながら文言をチェックするというでないと、今日の全体会で副委員長がおっしゃったように声の大きい者の意見が反映されることになりますね。

○部会長

本来言いたくはありませんが、私も部会長ということで、部会の意見をまとめる責任がありますので。

○委員

部会長には、大きなお役目を担っていただきありがとうございます。

○部会長

皆様のご意見がそういうことでしたら、まずワーキンググループで4月、5月ぐらいにご議論いただいて、6月ぐらいに部会で議論するということになりますが、

部会日程の追加について、事務局にお願いしたら場所は確保いただけますか。

○事務局

場所については、どこの場所ということを確認できませんが、日程だけお知らせいただければ、事務局で確保したいと思います。

○部会長

そうであれば、5月20日が次回で予定されていますので、その次の6月20日以前にもう1回ぐらい部会を開催しようということで、どうでしょうか。

○委員

2回でまとまりますかね。

○部会長

そうしたら、6月の第1週目に部会を追加開催するというので、いかがでしょうか。

○委員

私はそのあたりで中学生の民泊を受け入れるので、日が被らなければいいのですが。

○部会長

6月は部会としての摺合せを2回実施ということで、5月中にワーキンググループのタタキ台づくりは終えていただくということになりますが、よろしいですか。

ワーキンググループの会議については、部会としてはタッチしないので、好きにやっていただくことにしたいと思います。そのようなことでよろしいか。

○委員

結構です。

○部会長

それでは、6月の上旬に開催するプラスワンの部会の日程については、次回の5月20日の部会の時に諮らせていただくということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

それでは、今日はそのようなことで、ワーキンググループの会議を進めていただきますようお願いいたします。

※各ワーキンググループに分かれて会議、その後、ワーキンググループ毎に流れ解散となり終了

第3部会（役割・責務・市政運営）で出された意見

出席委員：7名（委員数12名）◎部会長 ☆副部会長

策定委員	◎馬場委員、田中委員
庁内作業チーム	☆廣岡委員、田原委員、松井委員、澤田委員、中尾委員
事務局	築島照和
傍聴者	3名

【部会の内容】

○部会長

前回からの確認ですが、この部会では鈴鹿市の提言書のような柔らかい表現を参考にしていくという点と、これまでいただいた全体会の意見を踏まえ、議論を深めていきます。

第3部会は8つの項目がありますが、以下のようなグループ分けとなります。

第1グループ：(18)国・県との関係、(21)市民の役割と責務・権利、
(22)企業の役割と責務

第2グループ：(23)議会・議員の役割と責務、(24)市長等行政の役割と責務
(25)市政の運営

第3グループ：(19)情報提供・情報公開、(20)個人情報保護

作業時間は14時～16時ですが、その日のうちにまとめられるのであれば1時間ほどの延長も可とします。

この部会では、鈴鹿市の提言書にある【説明】の部分に該当するところを部会員で議論し、市職員の庁内作業チームがワーキンググループとして、□の文言を検討し、条文化に向けた作業をお願いしたいと思います。

部会では、全体会で出された「条例に盛り込んでいくべきこと」の意見を検証し、条例としてふさわしい内容か議論します。

それぞれのグループ長と書記は庁内作業チーム員の担当でお願いします。

- 第1グループ長：中尾委員 書記：廣岡委員
第2グループ長：古谷委員 書記：太田委員、松井委員
第3グループ長：澤田委員 書記：田原委員

《(18) 国・県との関係》

- 国・県の後に“地域”を加える。
- 地域とは、近隣自治体のことであり、区や自治会ではない。
- 物を申すとは、連携すること。
- 他の条例では“対等”という表現もあるが、対等とはどういうことか。
- 国・県・市町村が協力し、連携することが大事。
- 分権とは、各自治体を尊重すること。全国一律ではなく、個性があるということ。そのためには国の税制を変える必要あり。
- 対等といっても、国と県、市町村の役割はそれぞれ異なる。
- 対等や尊重という壁をつくるイメージがあるので、協力・連携といった相互扶助を意識した親密なニュアンスで表現できれば。
- 地方分権の時代では、昔のような関係ではなく、対等ということ意識した位置関係が大事ではないか。
- 情報交換などにおいて近隣自治体との関係を築くことが大切。
- 甲賀市が思う国・県・自治体の立ち位置、あるべき姿を表現する。甲賀市から見たあるべき関係を描く。
- 条文はシンプルな表現の方が伝わりやすい。

《(21) 市民の役割と責務・権利》

- 市民の定義をある程度決めてはどうか。
- 市民というのは通りすがりの人も対象か。甲賀市の規則・きまりを守るために市民とするのか。居住者でなくても、甲賀市に入ればルールに従ってもらうために位置づけるのはいかがなものか。
- 市内に就学している、あるいは勤めている場合は市民としてもいいが。
- 旅行者にアンケートをとってまちづくりに活かされる場合は市民と位置付けてもいいのではないか。
- 「条例に盛り込んでいくべきこと」にある内容をどういう市民に求めるかによって、市民の定義が異なる。
- 「財産の適正管理」など、市内に今は住んでいないけれども財産を持っている場合に役割を果たして欲しいなら、そういう人も含んだ市民の定義が必要である。
- 甲賀市に居住している人と関わりのある人と区別してもいいのでは。
- 市民にはいろんな解釈がある。主権者として市政に関わる市民や、まちの一員としてルールを守る市民など。

- 独居老人や単身者が増加するなかで、市民同士がどう助け合うかが重要である。どこの地域でも起こっている問題であり、役割を担うことなどはしっかり表現すべきところだと思う。
- 市民は自主活動、主体的にまちづくりに関わる。
- 納税などの義務とは異なり、自主活動は権利として市等と協働によるまちづくりをしていくことが大事。
- この条例を策定するうえでのキーワードは「情報の公開」「情報の共有」「市民参加」だと思う。

《(22) 企業の役割と責務》

- 事業者も市民。
- 最近では企業も清掃活動や地域の高齢者との交流などしている。
- 企業も地域社会の一員であり、自発的にまちづくりに貢献していただければ
- 市も企業に対して労働環境の整備を。
- 企業として、安心・安全な環境への配慮を自覚して取り組む。
- まちづくりと地域づくりは企業の責務。
- 市と協働して住みよいまちづくりに貢献する。
- 産業を興し、働く場を提供することを表現することが大事である。
- 産学連携は他のグループかもしれないが、30代、40代の女性の労働者が学校行事（授業参観・家庭訪問など）で一斉に休暇を取ると、企業活動が成り立たないので、実情を踏まえた教育環境の整備が求められる。
- 市の窓口業務でも同じようなケースはあった。
- 市も企業活動を理解し、企業も労働環境の整備に努める。
- 企業は地域の経済活動を高め、雇用の確保に努めること。
- 企業と事業者どちらが表現としていいか。
- 事業者と企業を並列で表現する。

今日議論した意見を踏まえ、中尾委員・廣岡委員は担当する第1グループの部分の提言書素案を作成し、5月20日の部会までに提出する。部会員はその素案を持ち帰り、各自検討しておく。5月20日の会議では第2グループの項目について議論する。

ワーキングチームは議論で出てこなかった部分も条例として必要であれば入れておくこと。

5月20日と6月20日の間に任意で集まる日を次回の会議で調整する。

- 副部会長あいさつ